

要保存

# P T A 規 約



## 横浜市立榎が丘小学校 P T A

令和4年2月改正

# 横浜市立榎が丘小学校 PTA 規約

## 1. 総 則

第1条 この会は横浜市立榎が丘小学校 PTA といい、榎が丘小学校の中に事務局を置きます。

## 2. 目 的

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とします。

第3条 この会は前条の目的を遂げるために、次の活動を行います。

1. 保護者と教職員が相互に理解し、信頼関係を深めるようにつとめます。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を見守ります。
3. 児童の生活環境をよくすることにつとめます。
4. 公教育を充実することにつとめます。
5. 学級・学年・全校の集会を必要に応じて開くことができます。
6. その他この会の目的を達成するために必要な活動を行います。

## 3. 方 針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動します。

1. この会は自主独立のものであって、他のいかなる個人・団体の支配、統制、干渉も受けません。
2. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関に協力します。
3. 政党や宗教に片寄ることなく、また営利を目的とする行為は行いません。
4. この会、またはこの会の役員の名前で、公私の選挙の候補者を推薦しません。
5. 学校の運営、人事管理には干渉しません。

#### 4. 会 員

- 第5条 この会の会員になることができる者は、次の通りです。
1. 榎が丘小学校に在籍する児童の保護者
  2. 榎が丘小学校の校長および教職員
- 第6条 この会は任意加入ですが、全員の加入をのぞみます。
- 第7条 この会の会員は、会費を納めます。会費は1世帯及び教職員1人あたり年間 3,300 円とします。また、転入世帯の初年度の会費は入学指定日の属する月から3月までの月数×275 円とします。
- 第8条 この会の会員、児童、教職会員および学校関係者に慶弔のあった場合、別途定める「榎が丘小学校PTA慶弔内規」により、慶弔の意を表することとします。
- 第9条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有します。
- 第10条 この会の会員は、選考管理部会、会計監査委員会を除くすべての会に出席して、傍聴することができます。

#### 5. 会 計

- 第11条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって当てられます。
- 第12条 この会の会計は、すべて総会で認められた予算にもとづいて行われます。
- 第13条 この会の決算は会計監査をへて総会に報告され、承認を得なければなりません。
- 第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします

#### 6. 役 員

- 第15条 この会の役員は次の通りとします。
1. 代表3名（保護者3）、書記3名（保護者2、教職員1）、会計3名（保護者2、教職員1）
  2. 役員は、他の役員、会計監査を兼ねることはできません。

- 第16条 役員は、選考管理部会を通して選出し、総会の承認を得て決めます。
- 第17条 役員の任期は1年とします。但し、引き続き1年だけの再任は認められます。教職員の場合はこの限りではありません。
- 第18条 役員の仕事は次の通りとします。
1. 代表は次のことを行います。
    - ① 代表は「この会」を代表します。
    - ② 代表3名はお互い協力し合い、その仕事にあたります。
    - ③ 総会および運営委員会を招集します。
    - ④ 代表は会計監査委員会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができます。
  2. 書記は次のことを行います。
    - ① 総会および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録します。
  3. 会計は次のことを行います。
    - ① この会の財産を管理し、また予算の立案を計画します。
    - ② 総会で決定した予算にもとづいて、一切の会計事務を行います。
    - ③ 定期総会において、会計監査をへた決算報告を行います。

## 7. 会計監査委員会

- 第19条 この会の会計を監査するために、3名の会計監査を置きます。
- 第20条 会計監査委員は選考管理部会を通して選出し、総会の承認を得て決めます。
- 第21条 会計監査委員会は、必要に応じて随時会計監査を行うことができます。
- 第22条 会計監査委員の任期は1年とし、再選されません。

## 8. 選考管理部会

第23条 選考管理部会は、役員ならびに会計監査委員の選出に関する事務を行います。

第24条 選考管理部会の委員の選出方法および仕事の内容は、細則で決めます。

## 9. 総 会

第25条 総会は、全会員をもって構成され、この会員の最高議決機関です。

第26条 総会には定期総会および臨時総会があります。

1. 定期総会は年度はじめと年度末に開催します。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時または会員の1/5以上の要求があった時開催されます。
3. 総会の開催方法はPTA本部が決定するものとします。

第27条 総会は、委任状をふくめて全会員の1/3以上の出席者があった時、成立します。書面総会は、全会員の1/3以上の承認状により成立します。

第28条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とします。書面総会の議決は、承認状の過半数の承認を必要とします。

## 10. 運営委員会

第29条 運営委員会は役員、各部会の部長、副部長、校長、副校長、PTA担当教諭で構成され、臨時総会のある場合は、その部長、副部長、も参加することができます。

第30条 運営委員会は規約に従って次の運営をはかります。

1. 会の年間事業計画および予算の立案を行います。
2. 各部会で提案されたことについて討議、検討し、その活動に当たっての連絡調整をはかります。
3. 必要と認める臨時部会の設立をはかります。
4. 総会に提出する議案を作成します。

第31条 運営委員会は毎月1回開くことを原則とし、その他代表が必要と認めた時または構成員の1/4以上の要求があったとき開催します。

第32条 運営委員会の議決は構成委員の過半数の同意を必要とします。

#### 11. 部会および臨時部会

第33条 部会はそれぞれの目的に添って活動します。

第34条 臨時部会は必要に応じて設けることができます。

第35条 各部会および臨時部会についての事項は細則で決めます。

#### 12. 細 則

第36条 この会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を得て決めます。

運営委員会は、細則を制定または改廃する場合は、その結果を次期総会に報告しなければなりません。

#### 13. 個人情報保護の取り扱い

第37条 この会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

#### 14. 改 正

第38条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成、または書面総会において承認状の過半数の賛成がなければ、改正することはできません。但し、改正案は、総会においては総会開催日の10日前まで、書面総会においては承認状提出締め切り日の10日前までに、全会員に知らせておかなければなりません。

附 則

この規約は昭和52年1月22日より実施するものとします。

平成 9年	12月11日	規約一部改正
平成13年	3月 9日	規約一部改正
平成14年	3月 8日	規約一部改正
平成23年	5月27日	規約一部改正
平成28年	4月 1日	規約一部改正
平成29年	4月 1日	規約一部改正
平成29年	5月30日	規約一部改正
令和 2年	2月28日	規約一部改正
令和 3年	4月 1日	規約一部改正
令和 4年	2月14日	規約一部改正

## 細 則

### 1. 選 出

- 1) 役員、各部会の部長、副部長および会計監査委員は、選考管理部会を通して選出されます。
  - ① 各学級において、話し合いにより1名以上の次年度運営委員を選びます。ただし、立候補多数の場合はこの限りではありません。
  - ② 選考管理部会は次年度運営委員を招集し、話し合いによって7名の本部役員（代表3名・書記2名・会計2名）および各部会の部長・副部長を選びます。
  - ③ 会計監査委員（3名）は、役員と同時期に会員から選びます。
  - ④ 選考管理部会は、選出した本部役員および会計監査委員の氏名を会員に報告し、承認を受けます。
- 2) 役員に欠員を生じた場合は、運営委員会の話し合いによって決めます。
- 3) 部長・副部長に欠員を生じた場合は、各部会の話し合いによって決めます。

### 2. 総 会

- 4) 年度はじめの総会においては次のことを行います。
  - ① 会計監査をへた前年度の収支決算の報告と承認
  - ② 役員、会計監査委員、各部会の部長・副部長の紹介
  - ③ 年間事業計画についての提案および説明
  - ④ 当年度予算案についての説明および承認
  - ⑤ その他の話し合い
- 5) 年度末の総会においては次のことを行います。
  - ① 年間事業経過報告
  - ② 年間事業計画についての提案および説明
  - ③ 事業経過に関する反省
  - ④ 次年度役員および会計監査委員の紹介と承認
  - ⑤ 次年度各部会の部長・副部長の紹介



### 3. 各部会および臨時部会

- 6) 部会として次のものをおきます。
- ① 学年学級部会
  - ② 広報部会
  - ③ 保健部会
  - ④ 地区部会
  - ⑤ 選考管理部会
- 7) 学年学級部会は、学級・学年で保護者・教職員が協力し話し合いをいかすことにつとめます。
- 8) 広報部会は、広報活動を担当します。
- 9) 保健部会は、子どもたちの「心と身体の健康」の問題を考えて活動します。
- 10) 地区部会は、子どもたちの登下校の安全をはかり、地域との連携につとめます。
- 11) 選考管理部会は、次年度の運営委員選出に関する活動をします。
- 12) 各学級より学年委員として原則クラス数×2名選出する。全員が学年学級部員に所属し、併せて互選により、本部、校外、広報、保健、選考管理部の各部員となります。
- 学年委員選出対象が2名に満たない学級がある場合、同学年全体において選出を行います。尚、PTA会員に著しい不利益が生じる場合、運営委員会で話し合い選考方法を変更できます。
- 又、地区部会は各地区の地区部員より選出された地区チーフと部員とで構成されます。
- 13) 各部会には教職員も所属します。
- 14) 各部会の部長・副部長および部員の任期は1年とします。但し、4月からの任期に先立つ各部会の部長・副部長の引き継ぎ期間はこれに含まないものとします。
- 15) 臨時部会は、その任務を終了したとき解散します。

#### 4. 会 費

- 16) 会費は年度はじめの総会後に一括で集金します。

#### 5. 改 正

- 17) この細則は、運営委員会において構成員の2/3以上の賛成がなければ改正することができません。但し、改正案は運営委員会の10日前までに構成員に知らせなければなりません。

昭和59年	3月 7日	細則一部改正
昭和62年	5月29日	細則一部改正
平成 6年	5月13日	細則一部改正
平成11年	3月 5日	細則一部改正
平成12年	3月 2日	細則一部改正
平成14年	3月 8日	細則一部改正
平成14年	4月 9日	細則一部改正
平成18年	3月 8日	細則一部改正
平成21年	3月 2日	細則一部改正
平成21年	5月29日	細則一部改正
平成23年	5月27日	細則一部改正
平成24年	2月29日	細則一部改正
平成25年	3月 1日	細則一部改正
平成28年	4月 1日	細則一部改正
平成29年	4月 1日	細則一部改正
令和 2年	2月28日	細則一部改正